

東かがわ市規則第15号

東かがわ市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

東かがわ市長

上村一郎

東かがわ市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

東かがわ市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年東かがわ市規則第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 略</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 会計年度任用職員が、同居する親族、同居していない子、<u>父母、配偶者及び配偶者の父母</u>（以下この号において「親族」という。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった親族の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定める親族の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(15)～(20) 略</p> <p>2 前項各号に規定する特別休暇のうち、同項第1号から第6号まで、<u>第9号から第20号までの特別休暇</u>にあつては、有給の休暇とし、同項第7号、第8号の特別休暇にあつては、無給の休暇とする。</p> <p>別表第2（第14条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">週当たりの勤務日数</th> <th style="text-align: center;">1年度の勤務日数</th> <th style="text-align: center;">付与日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5日</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;"><u>12日</u></td> </tr> </tbody> </table>	週当たりの勤務日数	1年度の勤務日数	付与日数	5日	—	<u>12日</u>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 特別休暇として次の休暇を付与する。なお、休暇の取得期間及び取得要件については、次の各号及び別表第3に定める場合を除き、正規職員の例による。ただし、第7号から第11号まで及び第18号の特別休暇については、1週間の勤務日が3日以上で任用の日から6月以上の雇用の見込みがある者についてのみ付与し、第12号から第15号まで及び第19号の特別休暇については、1週間の勤務日が3日以上である者についてのみ付与する。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) 会計年度任用職員が、同居する親族、同居していない子、<u>父母及び配偶者</u>（以下この号において「親族」という。）の看護等（負傷し、若しくは疾病にかかった親族の世話、疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定める親族の世話若しくは学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話をを行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすることをいう。）のため勤務しないことが相当であると認められる場合</p> <p>(15)～(20) 略</p> <p>2 前項各号に規定する特別休暇のうち、同項第1号から第6号まで、<u>第9号、第10号及び第12号から第20号までの特別休暇</u>にあつては、有給の休暇とし、同項第7号、第8号及び<u>第11号</u>の特別休暇にあつては、無給の休暇とする。</p> <p>別表第2（第14条関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">週当たりの勤務日数</th> <th style="text-align: center;">1年度の勤務日数</th> <th style="text-align: center;">付与日数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">5日</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;"><u>10日</u></td> </tr> </tbody> </table>	週当たりの勤務日数	1年度の勤務日数	付与日数	5日	—	<u>10日</u>
週当たりの勤務日数	1年度の勤務日数	付与日数											
5日	—	<u>12日</u>											
週当たりの勤務日数	1年度の勤務日数	付与日数											
5日	—	<u>10日</u>											

改正後			改正前		
4日	169日から216日まで	9日	4日	169日から216日まで	7日
3日	121日から168日まで	6日	3日	121日から168日まで	5日
2日	73日から120日まで	4日	2日	73日から120日まで	3日
1日	48日から72日まで	2日	1日	48日から72日まで	1日

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。